

## 消費事業者向け高圧ガス保安法概要紹介



### ★都道府県への届出・許可申請無しに行ってはならない行為

以下は、主に消費者が認識なく行いかねない高圧ガス保安法で規制されている行為です。

1. 高圧ガスの製造（1MPa以上の気体等の利用や、容器に充填することも含まれる）
2. 高圧ガスの販売
3. 高圧ガスの一定量以上の貯蔵（一般には300m<sup>3</sup>以上）
4. 特定高圧ガスの消費（消費する特定高圧ガスが政令で定める量の貯蔵を含む）
5. その他高圧ガス保安法に定められたもの

### ★それ以外の取扱いで高圧ガス保安法に定められている法規制

以下のような取扱い行為も高圧ガス保安法の規制があります。

1. 高圧ガス容器の所有（容器への所有者表示義務など）
2. 高圧ガスの移動
3. 高圧ガスの消費（主に酸素、可燃性ガス、毒性ガスに係るもの）
4. 高圧ガスの貯蔵（300m<sup>3</sup>以下のガスにも規制があります）
5. 高圧ガスの廃棄（主に酸素、可燃性ガス、毒性ガスに係るもの）
6. 緊急事態における高圧ガスの取扱（全般の禁止、所在場所変更の命令等への従属）

### ◇酸素7m<sup>3</sup>・アセチレン7kgなどの一般的な容器を運搬する場合の規制例

高圧ガス警戒票掲示・酸素と可燃性ガスの容器等のバルブを相互に向き合わさない・  
消火器、防災保安工具の携行・イエローカードの携帯と遵守・駐車に特別の注意

### ◇すべての高圧ガスの貯蔵に課せられる規制

通気、40℃以下、直射日光回避（燃えにくい軽量な屋根）、立てて保管し転落・  
転倒を防止バルブの保護、海水／水気を避ける（粗暴な取扱）、長時間（2時間以  
上）の積載駐車禁止

容器置場：充空区分／可燃性と酸素分置、不要なものを同居させない

2m以内火気厳禁、警戒標識掲示・消火器の適宜設置

貯蔵届出／許可申請（300m<sup>3</sup>又は3t以上の貯蔵/保安法）

### ★それ以外に高圧ガス保安法によって義務付けられるもの（一部抜粋）

1. 高圧ガスの災害発生、容器を喪失、又は盗難された場合に事故届をする
2. 緊急時の指示、報告及び災害の発生防止のための応急措置
3. 高圧ガスの災害発生後、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく現状を変更しない

### ※ 詳しくは経済産業省の原子力安全・保安院などのホームページをご参照ください。

事事故例やヒヤリハットに基づく注意事項も守って、安全に高圧ガスを利用できるよう心がけてください。